

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見

氏 名	日本貸金業協会
連絡先	〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 (担当者) 新井・渡辺 (電 話) 03-5739-3014 (e-mail) k-watanabe@j-fsa.jp

対 象	意見又は質問
省令案 第7条、第8条	取引を行う目的、職業の確認について (1) 「取引を行う目的」「職業」は多種多様であることから、どのようなことを確認するのか、ガイドライン等に例示していただきたい。例示にあたっては、詳細すぎるものにならないよう、例えば「家計の管理」や「会社員」といったレベルに留めていただきたい。 (2) また、確認方法は「申告を受ける方法」とされているが、口頭によるもの、電話によるもの、web画面上のもの、リスト方式によるもの（顧客が選択する方法、顧客に記入してもらう方法又は顧客から聞き取った内容を担当者が記録する方法）のいずれも「申告を受ける方法」に該当することをガイドライン等に明記いただきたい。
省令案 第9条第1項	実質的支配者の本人特定事項の確認は、申告を受ける方法によるが、実質的支配者の有無の確認も、申告を受ける方法（申込書等にチェックボックスを設け、チェックさせる等）で良いか。
省令案第12条	クレジットカード契約の取引時確認について、本人特定事項は主務省令第12条第1号に規定する方法を利用し、取引を行う目的、職業及び実質的支配者の本人特定事項は自社で確認する方法が認められると解して良いか。 万一、認められないとされる場合、取引時確認業務に支障が生じることから、修正願いたい。（金融機関に口座を開設した顧客と、後日、クレジットカード契約を締結する場合を想定）